

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

遠藤誠の「正法眼藏隨聞記入門」全六巻を少しづつ読んでいます。一日の終わりに彼と道元の声に耳を澄ませるのが日課となっています。帝銀事件弁護団長で本業は仏教徒、趣味が弁護士と自身を語り、自然を破壊して、モノとカネだけ豊富になれば人間は幸福になれるという今の人間の生き方に疑問を持ち、自分の中に絶対に動かないものを求めていました。法律や裁判だけでは人間は救われないと弁護士活動の傍ら、仏法を説き続け、平成 14 年に紀野一義に託した第六巻の刊行を見ずに他界しました。

酒を酌み交わしたかった人です。

私の書棚より

○私は人生や仕事の結果というのは、その人の「能力」と「努力」と「人間性」の総合力であり、いわばこの三つの掛け算だと考えています。人間性とは、その人の生きる姿勢であり心のあり方です。

○夢の達成が大変であることを覚悟した上で、高い目標を設定して、人並み以上の精進を重ねていってはじめて成功につながります。

「それでもなお生きる」
佐々木常夫著 河出書房新社

税務アンテナ

□平成 27 年 1 月 1 日以降の相続から相続税の基礎控除が 4 割縮小されることを踏まえ、生前贈与によって相続税の負担を軽減しやすくするために「結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度」創設されます。

祖父母や父母が 20 歳以上 50 歳未満の孫や子の結婚・子育て資金の支払に充てるために金銭等を拠出し、金融機関に信託等した場合には、1,000 万円までの金額については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に拠出されるものに限り、贈与税が課されないことになります。

この特例を受けるためには、金融機関を経由して非課税申告書を所轄税務署長に提出しなければなりません。

□給与の支払を受ける者は、扶養親族の有無等を記載した「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出することとされていますが、この申告書は、2 力所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうち主たる給与の支払場所にしか提出できません。

給与の支払に当たっては、税額表により源泉徴収税額を求めますが、「主たる給与」か「従たる給与」により使用する欄が甲欄と乙欄に分かれます。従たる給与である場合は、税額表の乙欄を使用して税額を求めますが、甲欄より高めの税額が設定されており、主たる給与と合わせて確定申告をすることになります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

2月の税務スケジュール

10日	○1月分の源泉所得税の納付
16日	○所得税確定申告の受付
28日	○12月決算法人の確定申告 ○6月決算法人の中間申告 (予定申告) ○3月、6月、9月決算法人の消費税中間申告 (休日につき 3月 2日)

28日	○2月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき 27 日)
-----	--------------------------------------

今月の贈る言葉『物識りと深き人とは同一人であることはまれである』 by 倉田百三